

平成16年度に追納する額

(全額免除)

免除を受けた期間	追納月額
平成6年4月～平成7年3月分	16,080円
平成7年4月～平成8年3月分	16,080円
平成8年4月～平成9年3月分	16,010円
平成9年4月～平成10年3月分	15,800円
平成10年4月～平成11年3月分	15,560円
平成11年4月～平成12年3月分	14,960円
平成12年4月～平成13年3月分	14,390円
平成13年4月～平成14年3月分	13,830円
平成14年4月～平成15年3月分	13,300円
平成15年4月～平成16年3月分	13,300円

(半額免除)

免除を受けた期間	追納月額
平成14年4月～平成15年3月分	6,650円
平成15年4月～平成16年3月分	6,650円

まちからのお知らせ

年金だより

国民年金保険料の免除期間・
学生納付特例期間がある方へ

(追納制度を利用して、より豊かな老後を迎えましょう)

保険料の免除を受けた期間は、老齢基礎年金の年金額の計算において、全額免除期間は保険料納付済期間の3分の1相当の期間として、半額免除期間は保険料納付済期間の3分の2相当の期間として計算されます。(半額免除については残り半額の納付がな

れば、保険料未納期間と同様に年金額には算入されません。)また、学生納付特例期間については、年金額の計算には算入されません。

免除期間や学生納付特例期間がある人の老齢基礎年金の額を、満額に近づけるための方法のひとつとして、追納制度があります。これは、保険料の免除を受けた人が、10年前の分まで遡って納めることができる制度です。納付は過去の分からず、10年以内の期間に免除期間と学生納付特例期間がある場合は、学生納付特例期間から先に追納します。保険料の額は、経過した期間に応じて当時の保険料額に一定の額を加算した額となります。なお、老齢基礎年金の受給権者については、追納することができません。

追納の申し込みについては、役場町民福祉課福祉国保係に申し出てください。

☎ 37-2111

人権擁護委員さん
を紹介します

平成16年7月1日付けで、法務大臣から次の2名の方が人権擁護委員に委嘱されました。人権に関する問題がありましたら、どんなことでもお気軽にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られます。

- 黄波戸 三輪久榮(再任) ☎ 37-20003
- 北山 上野政昭(新任) ☎ 37-13867

農業後継者交流会開催
(キャンプ編)

日時 9月4日(土)～5日(日)
場所 青海島キャンプ場
参加要件 20歳以上の未婚の方(男性は長門市・大津郡に在住の方)

- 募集人員 男女各20名程度
- 参加料 男性…2千円 女性…千円
- 申込み期限 8月27日(金)
- 申込・問合せ先 日置町農業委員会 ☎ 37-2111

戦傷病者等の妻の方へ

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求はお済みですか

- 平成5年4月2日から平成13年4月1日までの間に、夫が戦傷病者として増加恩給等の障害給付を受け始めた場合、その妻の方に特別給付金が支給されます。
- 右記の期間内に、増加恩給等の障害給付を受給されている戦傷病者と婚姻された妻の方に、特別給付金が支給されます。
- 平成8年5月に戦傷病者等の妻に対する特別給付金国債の最終償還を迎えた妻であって、戦傷病者である夫が平成5年4月1日から平成8年9月30日の間に公務員(平病死)された場合、その妻の方に特別給付金が支給されます。
- 請求期限は、平成16年9月30日までです

この日を過ぎると、時効により権利が消滅し、特別給付金を受けることができなくなりますので、請求忘れのないようお早めに手続をしてください。

問合せ先
役場町民福祉課福祉国保係
☎ 37-2111